

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ガンビア	第四次地方飲料水供給計画のための贈与に関する日本国政府とガンビア共和国政府との間の交換公文	第四次地方飲料水供給計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,591,000 千円 2025.9.30 まで	2020.7.27 ダカール (セネガル) (同日)	日本側 新井辰夫在ガンビア大使 (セネガルにて兼轄) ガンビア側 エフリヤ・ウスマン・ソブジュール在セネガル ガンビア高等非務官	2020.8.12 324号
ガンビア	食糧援助に関する日本国政府とガンビア共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	250,000 千円 -----	2020.11.20 ダカール (セネガル) (同日)	日本側 新井辰夫在ガンビア大使 (セネガルにて兼轄) ガンビア側 ヤア・トク・タシカラ外務・国際協力・在外ガンビア人大臣	2020.12.17 481号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。